

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

大山町個人情報保護条例第34条及び大山町情報公開条例第22条の規定に基づき、平成22年度の運用状況を公表します。

☆個人情報保護制度

大山町個人情報保護条例では、個人の権利や利益を守るために、町が取り扱う個人情報の保護や利用に関するルールや規制を定めるとともに、自己情報を本人の請求に応じて公開することを定めています。 ※法令等の規定により開示できない場合があります。

平成22年度の運用状況は次のとおりで、不服申立てはありませんでした。

請求件数	決定内訳				
	全部開示	部分開示	非開示	文書不存在	請求却下
1	1	0	0	0	0

☆情報公開制度

大山町情報公開条例では、町民の知る権利や行政の説明責任を目的として、町が保有する公文書の情報を町民の皆さん等からの請求に応じて開示する制度を設けています。

※個人情報を含むもの、法令等の規定により公開できないものがあります。

平成22年度の運用状況は次のとおりで、不服申立てはありませんでした。

請求件数	決定内訳				
	全部開示	部分開示	非開示	文書不存在	請求却下
9	2	5	0	2	0

☆請求手続き

- ①「自己情報開示請求書（個人情報保護制度用）」または「公文書公開請求書（情報公開制度用）」に必要事項をご記入のうえ、役場総務課へ提出してください。各請求書は、総務課にも備え付けていますが、大山町ホームページ<http://www.daisen.jp/>〔「役場総務課」から「情報公開・個人情報保護制度」に入ってください。〕からも取得できます。
- ②請求書の記載事項に不備があれば、適宜補正等を行っていただくことがあります。
- ③請求内容の詳細確認を情報を管理している課が行って、受付日から15日以内に「開示」「非開示」を決定して通知します（公文書の検索に時間を要する場合は通知を延長することがあります）
- ④開示の決定を受けたときは、指定の場所で、その文書を閲覧したり、コピーを受け取ることができます（コピーは1枚20円の手数料が必要です）。
- ⑤非開示等の決定内容に不服がある場合は、決定通知を受けた日の翌日から60日以内に、町に対して異議申立てを行うことができます。